

監査基準委員会研究報告第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会研究報告第2号</p> <p style="text-align: center;">金融商品の監査における特別な考慮事項</p> <p style="text-align: right;">2013年 9月 30日 改正 2015年 5月 29日 最終改正 2022年 6月 16日 日本公認会計士協会 監査基準委員会</p> <p>《第I部 金融商品についての一般的な情報》 (省略)</p> <p>《第II部 金融商品に関する監査上の考慮事項》 (省略)</p> <p>《2. 監査計画上の考慮事項》 (省略)</p> <p>《(3) 監査における専門的な技能と知識を持った者の利用》</p> <p>78. 監査人の能力は、金融商品の監査、特に複雑な金融商品の監査において、重要な考慮事項である。監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 26 項は、監査責任者に、<u>監査チームメンバーと監査人が業務を依頼する外部の専門家が、全体として十分な時間を含む、適性及び適切な能力を有していることを確かめることを要求している。</u></p> <p>さらに、倫理規則は、監査人に、新規の契約を締結する際、職業的専門家としての能力及び正当な注意を含む、基本原則の遵守を阻害する要因が生じているかどうかを判断することを要求している。</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>80. 監査基準委員会報告書 220 第 35 項は、監査チーム内及び監査チームと監査事務所内外の適切な者との間で、監査チームのメンバーが監査の期間中に専門的な見解の問合せを適切に実施したことを確かめることを要求している。</p>	<p>監査基準委員会研究報告第2号</p> <p style="text-align: center;">金融商品の監査における特別な考慮事項</p> <p style="text-align: right;">平成 25年 9月 30日 改正 平成 27年 5月 29日 日本公認会計士協会 監査基準委員会</p> <p>《第I部 金融商品についての一般的な情報》 (省略)</p> <p>《第II部 金融商品に関する監査上の考慮事項》 (省略)</p> <p>《2. 監査計画上の考慮事項》 (省略)</p> <p>《(3) 監査における専門的な技能と知識を持った者の利用》</p> <p>78. 監査人の能力は、金融商品の監査、特に複雑な金融商品の監査において、重要な考慮事項である。監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 13 項は、監査責任者に、<u>職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することができるように、監査チームと監査人が業務を依頼する外部の専門家が、全体として適切な適性及び能力を有していることを確かめることを要求している。</u></p> <p>さらに、倫理規則は、監査人に、新規の契約を締結する際、職業的専門家としての能力及び正当な注意を含む、基本原則の遵守を阻害する要因が生じているかどうかを判断することを要求している。</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>80. 監査基準委員会報告書 220 第 17 項(2)は、監査チーム内及び監査チームと監査事務所内外の適切な者との間で、監査チームのメンバーが監査の期間中に専門的な見解の問合せを適切に実施したことを確かめることを要求している。</p>

新	旧
<p>特定の種類の金融商品の性質とその利用、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項の複雑性及び市況によって、監査チームが、関連する専門知識と経験を有する監査事務所内外の会計又は監査の職業的専門家に、専門的な見解の問合せをする必要性が生じることがある。その際、以下の要因を考慮に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査チームの経験、適性及び能力 ・ 企業が利用する金融商品の属性 ・ 監査業務における通例でない状況又はリスクの識別など、特に重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関する職業的専門家としての判断の必要性 ・ 市況 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>特定の種類の金融商品の性質とその利用、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項の複雑性及び市況によって、監査チームが、関連する専門知識と経験を有する監査事務所内外の会計又は監査の職業的専門家に、専門的な見解の問合せをする必要性が生じることがある。その際、以下の要因を考慮に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査チームの経験、適性及び能力 ・ 企業が利用する金融商品の属性 ・ 監査業務における通例でない状況又はリスクの識別など、特に重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関する職業的専門家としての判断の必要性 ・ 市況 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上